

令和6年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針及び行政報告
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第6 議案第1号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第7号）
- 第7 議案第2号 令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第3号 令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第4号 令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第5号 令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第6号 令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第7号 令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第8号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第9号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第10号 令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第11号 令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第12号 令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第13号 小学校教師用指導書の売買契約の締結について
- 第19 議案第14号 第3次四万十町男女共同参画計画の策定について
- 第20 議案第15号 四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

- 第21 議案第16号 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について
- 第22 議案第17号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第23 議案第18号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第19号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第20号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第21号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第22号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第23号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第24号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第25号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第26号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第27号 四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第29号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第30号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 第36 議案第31号 四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について

- 第37 議案第32号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第38 議案第33号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 第39 議案第34号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第40 議案第35号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第41 議案第36号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第42 議案第37号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第43 議案第38号 四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について
- 第44 議案第39号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第45 議案第40号 令和6年度四万十町一般会計予算
- 第46 議案第41号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第47 議案第42号 令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第48 議案第43号 令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第49 議案第44号 令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第50 議案第45号 令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第51 議案第46号 令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第52 議案第47号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第53 議案第48号 令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
- 第54 議案第49号 令和6年度四万十町水道事業会計予算
- 第55 議案第50号 令和6年度四万十町下水道事業会計予算
- 第56 陳情第5－2号 陳情書の取り下げについて
- 第57 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第57まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番 水間 淳 一 君

2番 橋本 章 央 君

3番 中野正延君
5番 堀本伸一君
7番 武田秀義君
9番 緒方正綱君
11番 田邊哲夫君
13番 佐竹将典君
15番 下元真之君

4番 林健三君
6番 山本大輔君
8番 村井眞菜君
10番 中屋康君
12番 伴ノ内珠喜君
14番 古谷幹夫君
16番 味元和義君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	細川理香君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上康一君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	佐竹雅人君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	戸田太郎君
町民課長	今西浩一君	建設課長	下元敏博君
健康福祉課長	國澤豪人君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	味元伸二郎君
学校教育課長	長森伸一君	農業委員会事務局長	清藤真希君
農業委員会会長	太田祥一君	代表監査委員	田邊幹男君
総務課財政班長	片岡丈明君	大正・十和診療所事務長	吉川耕司君
特別養護老人ホーム事務長	三宮佳子君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北村耕助君

町民生活課長 林和利君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富田努君

町民生活課長 畦地永生君

~~~~~

事務局職員出席者

事 務 局 長    岡        英 祐 君                      次                      長        正 岡 静 江 君  
書                      記    友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3 番中野正延君及び12番伴ノ内珠喜君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 3 月 4 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程についての協議の結果をご報告します。

第 1 回定例会会期は本日 3 月 6 日から 3 月15日までの10日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、3 月12日に 5 名、13日に 5 名、14日に 2 名の計12名となっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月 6 日から 3 月15日までの10日間です。

お諮りします。

令和 6 年第 1 回定例会の会期は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 6 年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月15日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告及び議長が出席した議長会等の件については、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） すみません、ちょっと先にお願いします。

○議長（味元和義君） それでは、先に教育民生常任委員長、林健三君。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） それでは、教育民生常任委員会の12月以降の活動について報告します。

12月7日、所管事務調査として、文化的施設整備事業の今後の動向についてや来年度に計画した視察研修についてなどを協議しました。

続いて1月30日、先進地視察研修の計画や令和6年の活動計画について協議を行いました。その中で健康福祉課より、いの町が子育て支援の先進的な取組を行っているとの報告があり、視察研修の依頼を行うこととしました。

続いて2月20日に、先ほども申したとおり、いの町教育委員会事務局を訪問し、「いの町家庭総合支援拠点・親子が笑顔になるために」と題して、いの町教育委員会事務局より説明を受けました。

いの町は令和の教育ビジョンを定め、重大事案の発生前に虐待防止の予防の取組を先進的に行っているとのことで、その後、質疑応答でも活発な意見交換ができ、その中で虐待の早期発見、そして早期支援を展開できるシステムをつくっているということでした。今後の四万十町の取組にも十分生かせるのではないかと私は感じました。

以上が12月定例会以降の活動内容となります。今後も所管分野について調査研究を続けたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上、教育民生常任委員会の報告でした。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） 大変申し訳ありませんでした。総務常任委員会の委員会報告を行いたいと思います。

総務常任委員会としては、先月、2月28日に委員会室において集落活動センターけやきの1階部分を運営しているオルモ組合の現在の状況や課題、体制等、担当課である企画課に出席してもらい、内容の説明を受け、意見交換を行いました。

内容としては、3年間運営してきた中で、状況としては運営体制に課題が見られるとし、今後、運営していく上で強化が必要であることから、アドバイザーの指導も受け、体制づくりに取り組んでいるとのことでした。また、今後は先進地を視察するなど、参考にし、体制の強化を図るということです。

令和6年度1年間で地域力を生かした体制づくりをし、令和7年度には2階部分の宿泊施設の指定管理の受入れに向けて取り組むこととしていることを確認しました。

続いて、コミュニティバスの運行状況について説明を受けました。公共交通網形成計画を四万十町地域公共交通計画に切り替えて、路線バスをコミュニティバスに置き換えていく方針で全面的に見直しをしているとのことでした。実際にバスに乗り込み、モニタリングも行い、意見公募も現在行いながら住民の声を聞いて、利用してもらえよう取り組んでいると説明を受けました。

また、総務常任委員会で検討を継続している議会BCPに関しましては、先だって視察をした愛知県幸田町の議会BCPを題材にし、それを四万十町向けにこの1年で作り上げていく予定にしております。来年3月には皆さんにお示しできるかと思っております。

以上、総務常任委員会の委員会報告です。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、産業建設常任委員会の12月以降の活動内容について報告をします。

12月定例会時には陳情案件を3件審査しており、そのうち2件、陳情第5－7号、第5－15号を採択、1件については引き続き継続審査としておりました。

1月の常任委員会では、先進地視察の事前研修を兼ねた協議を実施しております。

そして、2月には2泊3日の日程で視察研修を実施しました。今回の視察研修先の選定に当たっては、昨年10月30日付で委員会より町長宛てに提出した観光交流拠点施設整備基本計画に係る8項目の提言内容に関連したものでして、研修の内容を紹介しますと、2月7日には兵庫県加古川市でみやまえ営農組合を研修して、主にヘアリーベッチという緑肥景観作物を活用したヘアリーベッチ米の取組を研修しました。

そして、8日には岡山県の赤木農園、個人のところで、特に菜の花米という取組を実践、確立されておる方の話を聞き、研修しました。午後には、備南広域農業改良普及センター管内でレンゲ米の取組を研修しました。

そして、最終日の9日には、愛媛県の東温市ほっこり奥松で、農村RMOという取組が最近、農林水産省等を中心に、先進事例が将来の取組の一環として紹介、報告されており、その一定の先進事例を学ぶということで話を聞きました。

加えて、道中の休憩も兼ねて、吉野川ハイウェイオアシス、そして道の駅くるくるなると、東温市でのあさつゆマルシェ等も見学してきました。

今回の研修で一定、学んだこと、これは私の独断的な部分もあって恐縮ですが、提案書の中にも示しておりましたが、観光という視点からヘアリーベッチ、菜の花、レンゲ等を水田の裏作あるいは緑肥活用、休耕地、耕作放棄地等に栽培することは我が地域においても一考に値する課題ではないかと強く感じたところです。そして、我が地域でも既にレンゲ米の栽培実践農家が存在しておるという情報を捉えておりますので、さらに深掘りを委員会としてもしていきたいと感じた次第です。

そして、あぐり窪川後背地の計画、新聞でも情報として出ておりますけれども、この一角に菜の花、コスモスというモデル的な栽培地を設けていくことも検討すべき課題でないかなと意識をしました。

そして、農村RMOの取組については、我が町でも既に影野地区でこれに類した取組をされておりますし、また、隣の梶原町安房地区にも事例があるという情報を得ておりますので、ここにも関心を払って、もっと将来的な方向の参考にしていく取組をしていく必要があると感じております。

そして道の駅を、途中の休憩という形での表面的な部分ではありましたが、特に強く感じたのは、道の駅の運営には明確なコンセプトを明らかにして、絶えず発信し続けることの重要性が非常に重要な課題であろうと意識しており、今後の活動計画、活動の中

にもそういった視点で取組を進めていきたいと思っております。

今回の研修ではにぎわい創出課長、そして農林水産課長、事務局とも今言いましたような情報を共有できておりますので、今後、さらに委員会の活動の中に反映した取組をしていきたいと思っております。

以上がこの間の活動報告です。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、施政方針及び行政報告を行います。

町長より、施政方針及び行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。議長の許可をいただきましたので、施政方針及び行政報告をさせていただきます。

本日、議員の皆様のご出席を賜り、令和6年3月四万十町議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。また、令和6年度一般会計予算案をはじめとする各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に向けての所信の一端を主要施策と主要施策の基本的な考え方について述べます。

初めに、本年1月1日に最大震度7を記録する令和6年能登半島地震の発生は北陸地方を中心に甚大な被害をもたらし、特に石川県では3月になっても死者241名、安否不明7名、避難所での生活者1万1,000人を超え、断水世帯約1万9,000戸となっており、いまだ被害の全容が把握できていない状況にあります。この度の地震によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今般、能登半島地震は南海トラフ地震で起こり得ることが全て発生しており、町民の皆様の命と財産を守るため、防災・減災対策の重要性を改めて痛感したところであり、本町においても備えを怠らぬよう、しっかりと取り組んでいく所存です。

また、区長連絡会ではいち早く義援金の取組にも着手いただいております、社会福祉協議会を通じて被災地に町民の皆様の温かいご支援を随時届けている状況にあります。

さて、全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、人口動態統計における令和

4年の国内の出生数は統計開始以来初の80万人割れとなり、過去最少を記録しました。高知県では全国最少の3,721人で、本町においても令和5年の出生数が合併後最少の52人となっております。

また、最近の社会情勢を見ますと、これまでの新型コロナウイルス感染症禍による地域経済の停滞や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の波は我々の日々の生活を直撃し、加えて、中東情勢の緊迫化によって深刻度がさらに増しており、町民生活は依然として不安定な状況にあります。

一方で、我々の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行し、これまでの制限が大幅に緩和され、町内の各種イベントについても通常開催となり、ようやく新型コロナウイルス感染症禍前の日常生活に戻りつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症を契機とした地域経済、町民生活は本格回復には至っておりませんで、今後も感染防止に注力しつつ、四万十町総合振興計画の基本的な視点「若い世代の就労と希望を持ち、安心して暮らせるまちづくり」「住み続けたい、住んでみたいまちづくり」「人口減少を見据えた持続可能なまちづくり」の実現に向けて、施策を総合的に推進する必要があると考えております。

令和6年度においては、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略から、本町の強みと特性を生かした地方創生の指針となる四万十町デジタル田園都市構想総合戦略に移行することとなり、総合戦略の四つの基本目標及び公共施設等総合管理運営計画に定める基本方針に基づき、人口減少社会においても、本町の強みを生かし、活力に満ちた地域社会の創造と公共施設の将来にわたり持続可能な管理運営を実現し、町民共有の財産として将来世代に引き継いでいけるよう、教育施設等をはじめとした公共施設等の長寿命化及び最適化を着実に進めます。

まず、総合戦略の基本目標「地域の特性を生かした雇用の創出」においては、地場産業と外商の強化を2本柱として、四万十町の強みである農林水産業基盤を生かした第1次産業を重点分野とし、地域農業を支える担い手の確保をはじめ、人・農地プランの法定化に基づき、地域計画、目標地図の策定に取り組み、持続可能な農業の実現と集落機能の維持に努めます。また、スマート農林水産業の導入による省力化、作業時間の短縮により生産性の向上に努めます。

外商の強化においては、これまで取り組んできた都市部の小売り、飲食、卸との関係性の深化を図り、販路拡大と販売額の増加に取り組めます。また、国内有力企業による四万

十町産のショウガを使った商品の販売が確定しており、企業と連携した地産外商の推進を図ります。このほか、地域おこし協力隊（民間企業等受入れ型）の導入を行うことにより、新たに地場産品を生かした6次産業化を推進します。

林業振興においては、森林環境譲与税を活用し、町産材の流通・販売体制の強化に努めて、再造林率の向上のため、森林環境整備を一層推進します。

二つ目の目標である「四万十町への新しい人の流れをつくる」においては、本町における人口ビジョンでは中期目標として2040年には1万1,500人程度の人口を見込んでおり、この目標を達成するためには若年層の人口流出を抑制し、転入人口を増加させる必要があります。また、清流四万十川の自然環境の恵みを後世に継承することは我々世代の責務であり、この全国に誇れる一級の観光資源を生かした交流関係人口の拡大を図る施策を展開し、新しい人の流れをつくり上げることが喫緊の課題となっております。

このため、令和6年度においては中間管理住宅の整備を継続し、新たに農家住宅、若者定住住宅の整備に努めて、移住定住促進につながる一連の対策を講じます。また、引き続き、ふるさと教育を推進することにより、郷土愛を育み、将来的なUターンにつながる取組を推進します。

なお、これらの総合戦略に位置付けられた事業については、企業版ふるさと納税を併用することによる優遇措置として、事業期間の2年延長が見込まれる状況にあり、次年度以降において国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、四万十川の保全と活用並びに情報発信、関係人口の増加につながる取組を推進します。

三つ目の目標である「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」においては、昨年、ファッション雑誌販売部数トップシェアの株式会社宝島社が発行する月刊誌『田舎暮らしの本』で、人口1万人から2万人以上のまち、若者世代が選ぶ住みたい田舎ベストランキング1位に四万十町は選ばれております。本年1月も同社の調査で総合2位という高い評価をいただいております。この評価はこれまでの移住支援策、医療、子育て自然環境、就労支援策が高く評価されたものであると考えております。

今後も本町においては一定の人口減少は避けられない状況にありますけども、次代を担い、明るい未来を切り開く人材育成のためにも、誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりに努めていく必要があります。このため、結婚、妊娠、出産、子育てにおける段階に応じた切れ目のない対策を強化し、安心して住み続けられる地域づくりを推進します。

結婚に向けた支援策については、昨年9月に「出会い応援センターてとてと」が開設され、効果的なイベントやセミナーを開催しております。今後も婚活協議会での議論を踏まえ、町内事業所、関係団体との連携を図って、新たな出会いの機会の創出に努めます。

子育て支援の体制については、こども家庭センターを設置し、母子保健、児童福祉、教育など、関係機関が連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談支援体制を構築します。

四つ目の目標である「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」においては、人口減少社会における中山間地域の維持、創生に向けて、集落機能の維持を目的とした環境整備、担い手の確保や地域の特性に応じた拠点づくりを推進します。また、地域の実情に応じた公共インフラ整備や防災対策を強化するとともに、誰もが安心して利用できる公共交通網の構築に努めます。

安心して暮らせる生活環境整備については、生活道路の整備改善や生活排水対策に引き続き取り組むとともに、廃棄物の減量化や資源循環の推進について啓発を行うとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

また、四万十町情報化推進計画に基づき、来庁される町民の皆様の手続に係る利便性向上を目指して、職員の聞き取りとマイナンバーカードの活用によって申請書類を完成させ、簡潔に手続が済む「書かない窓口」を導入することとします。

最後に、公共施設等の長寿命化、最適化の推進においては、公共施設に関しては公共施設総合管理計画の下、これまでに老朽化した施設の取壊し及び遊休町有地の処分をはじめ、施設の集約化等により住民サービスを維持しつつ、施設総量を縮減してきました。

また、維持管理経費の縮減を図るため、主要な公共施設には太陽光発電、蓄電システムを導入し、経費の削減に努めてきたところです。今後も教育施設については大規模改修、長寿命化、維持修繕を計画的に進め、教育環境の整備に努め、建築、道路等の公共施設についても、長寿命化対策及び計画的な施設修繕を行い、公共施設の適正な管理に努めます。

以上、令和6年度の町政運営に当たり、特に重点的に取り組む施策についての私の考えを述べました。

町民の皆様の福祉の向上と四万十町に生まれてよかった、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて全力で取り組んでいく所存です。

令和6年度は、私の3期目の折り返しの重要な年度と位置付けております。これまで以

上に町民の皆様、議員の各位におかれましては、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針とします。

続いて、令和6年度の当初予算案の概要についてです。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向けて、人への投資やDX、少子化対策、こども政策の抜本強化など、重要な政策課題についてめりはりの利いた予算編成を行うこととされております。

地方財政についても、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、住民ニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て施策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和5年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされております。

また、県の当初予算案は、若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を図るため、人口減少対策総合交付金を新たに創設するなど、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた予算を編成するとされております。

このような情勢の下、本町においても厳しい財政運営が予想される中、急速に進行する少子化に対し、移住定住促進施策や子育て支援施策を引き続き推進するなど、第2次四万十町総合振興計画に掲げる将来像の実現と、計画の初年度となる四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を着実に推進するため、国や県の動向等を注視しながら予算編成に臨んだところです。

この結果、一般会計当初予算額は195億4,900万円となり、前年度当初と比較して13億600万円、6.3%の減少となっております。このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費、基金への積立金で、合わせて18億6,100万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は176億8,800万円となっております。

なお、町の預金に当たる積立金残高は前年度末から9億7,443万円減少し、122億8,205万円を見込み、また、町の借金に当たる町債残高は10億84万円増加し、193億4,239万円の見込みとなっております。

また、一般会計のほか、八つの特別会計及び水道事業会計並びに新設する下水道事業会計と合わせた全10会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引くと254億9,403万円となり、前年度当初と比較して14億551万円、5.2%の減少となっております。

以上が令和6年度当初予算案の概要となりますが、今後も第2次四万十町総合振興計画

に掲げた、まちの将来像の実現に向け、職員一丸となって取り組みます。

続いて、先の12月議会定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告します。

まず、文化的施設整備事業の中止についてです。

文化的施設整備事業については、昨年12月定例会の行政報告において、本年度中の工事着手はできないとの判断に至った旨と併せ、現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆様と議論を重ねていく考えや、今後の対応方針については次回の議会定例会で改めて報告するとしていましたので、ご報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降、議会や意見書をいただいた団体等を中心に協議を重ねました。特に議会とは全員協議会や議会代表4名の意見交換会など、延べ4回にわたって協議を行い、その中で議会側からは、町長提案による住民投票を実施してはどうかとの提案をいただいたところです。

しかしながら、教育施設である文化的施設を住民投票で問うべきではないと判断したこと、また、主な財源である合併特例債の活用を前提とした場合は日程的にも不可能であることを説明し、今後の対応について、改めて協議を行ったところです。

その協議の中では、事業が休止状態となっている最大の要因である施設規模や事業費に対する議員の皆様の考えについて、改めて確認しましたが、これまでと同様に、施設規模等を縮小すべきとの意見が多数占めており、今後もその考えは変わらないとのことでした。このため、議会の合意を得ながら事業を進めていくためには計画そのものの見直しが求められますが、複合施設を整備する上で欠かすことのできない財源である合併特例債の期限が令和7年度末であることを考えると、残された2年間の中で計画や設計等見直し施設を完成させることは不可能です。

このため、苦渋の決断ではありますが、現計画、現施設規模による文化的施設整備事業については中止せざるを得ないものと判断し、2月15日に開催された議会全員協議会において、その考えをお示ししてきたところです。

私の公約でもある本事業については、検討のきっかけとなった町立図書館・美術館の課題解決はもとより、生涯学習やまちづくりの拠点として整備することで、このまちの魅力を高め、定住や人口の増加につながるものとして、これまで6年以上にわたって積極的に取り組んできました。

今日に至るまでの関係各位のご理解、ご協力の下、実施設計が完了し、施設本体の入札を経て、請負契約議案の審議にまで至っていながら事業中止という判断に至ったことは私

自身もいまだ受け入れ難く、この事業の目的やこれまでの取組に間違いはなかったものと確信しておりますが、これ以上立ち止まらない、時間を無駄にしないためにも、また、これ以上の混乱を避けるためにも最終的な判断として、ご報告するものです。

なお、事業中止の判断に伴い、本議会では令和5年度一般会計補正予算において継続費の変更や歳入歳出予算の減額など、関連予算を計上しておりますが、今後については、これまでに借り入れた起債の繰上償還や、昨年7月から全国公募を行っていました施設の愛称募集、関連する各種計画の見直し等についても順次対応を行っていく予定です。

なお、現図書館・美術館が抱える課題への対応をはじめ、先月下旬に検討委員会を設置した図書館十和分館の整備については、関係機関等をはじめ、議会や町民の皆様と共に協議をしながら進めていかなければならないと考えております。

文化的施設の完成を心待ちにしていた皆様には大変申し訳なく思っております。心よりおわびを申し上げます。

続いて、四万十川桜マラソンについてご報告します。

今回が第16回目となる四万十川桜マラソンは四万十町の魅力発信と交流人口の拡大につながる伝統ある大会となっておりますが、令和元年度から令和4年度の間は新型コロナウイルス感染症の影響により中止や規模縮小を余儀なくされてきたところです。今年度については、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同等となったことや感染拡大の状況が見られないことから、久しぶりに通常開催とすることと決定され、3月24日に実施されることとなっております。

参加者については、まだまだ以前の状況には戻っておりませんが、最終的には1,184人の申込みがあり、四万十川沿いの満開の桜を眺めながらの快走を期待しています。

また、大会の開催に当たっては、多くのボランティアの皆様にご協力いただけるようになっており、この場をお借りしてお礼を申し上げますとともに、町民の皆様には沿道での温かい応援をよろしくお願いします。

以上で行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、承認第1号を承認後、日程第6、議案第1号から日程第17、議案第12号までの補正予算議案12議案を上程、説明、審議・採決を行います。その後日程18、議案第13号から日程第55、議案第50号までの38議案は提案理由の説

明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第56、陳情第5－2号陳情書の取下げについて採決後、日程57、請願・陳情については、所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月22日付で専決処分に付した四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところにより、ご報告しますとともに議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が本年3月から施行されることに伴い、四万十町手数料条例を改正する必要が生じたものです。

主な改正内容としては、まず、一点目として、本籍地以外での戸籍及び除籍謄本等の交付事務、いわゆる広域交付を追加するための根拠規定を追記しております。

二点目は、戸籍または除籍の電子証明書の請求があった場合は、戸籍または除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されるため、根拠規定を追記しております。

なお、手数料の額については政令と同額とし、戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円としております。

最後に三点目ですが、戸籍に係る届書等情報の内容証明書の交付事務並びに届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加されましたので、根拠規定を追記しております。

以上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第1号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業、施設の老朽化等に伴い早急に対応せざるを得ない修繕経費のほか、本年度最終の補正予算となることから、事業費の確定見込みによる精査等の所要の予算措置を講じたところです。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費です。

財産管理費では、ふるさと支援寄附金の減収見込みのため、ふるさと支援基金積立金4億6,700万円を減額する一方、普通交付税の再算定に伴い追加交付された普通交付税のうち臨時財政対策債を償還するための措置分3,307万2,000円を減債基金積立金として追加計

上しております。

企画費では、ふるさと支援寄附金の減収見込みに伴い、返礼品に係る諸経費など、ふるさと支援推進事業費を2億4,217万9,000円減額したほか、文化的施設整備事業費では、先ほどの行政報告でご説明申し上げたとおり、事業中止に伴い、建築工事費や施工監理委託料など、施設本体の整備費用20億8,467万6,000円について、後ほどご説明する継続費の補正と併せて減額しております。

国土調査事業費では、国の補正予算関連事業として、窪川中津川地区及び日野地地区の調査事業費4,118万1,000円を追加計上しております。

次に、3款民生費です。

児童福祉総務費では、昨年12月の議会定例会において議決いただいた住民税所得割の非課税世帯に対する給付金事業において国の補正予算関連事業として、児童一人当たり5万円を追加で支給するため、生活支援給付金に加えてシステム整備委託料などの事務費を合わせて1,866万4,000円を計上しております。

公立保育所費では、東又保育所において施設の老朽化に伴う屋外フェンスの張り替えや故障した扇風機の見直し費用として、維持補修工事費187万4,000円を追加計上しております。

次に、4款衛生費です。

予防費では、実績見込みに伴い、新型コロナワクチン接種事業費5,068万1,000円を減額する一方、環境衛生費では当初の想定を上回る申請があったため、猫の不妊・去勢手術費補助金61万9,000円を追加計上しております。

次に、農林水産業費です。

農業振興費では事業の精査により各種補助金を減額する一方、水産業振興費では志和漁港に設置している照明灯において老朽化が進んでおり、今後、台風が接近した際に危険性があることから、撤去する費用として志和漁港照明撤去工事費82万5,000円を計上しております。

次に、7款商工費です。

観光費では、道の駅めぐり窪川の後背地に計画している観光施設拠点施設において、令和4年度に策定した基本設計を基に意見公募手続を実施した結果、設計を見直すなどの対応が必要となったことから、当初予算にて議決をいただいた用地購入費2,700万円について、令和6年度予算で改めて計上するため減額するなど、各費目にて精査を行っております。

す。

次に、８款土木費です。

道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などによりまして事業費の組替えを行ったほか、各費目にて実績見込みによる精査を行っております。

次に、10款教育費です。

小学校の学校管理費では、事業費の精査によりトイレ改修工事費2,796万9,000円を減額するなど、各費目にて精査を行う一方、教育振興費では令和６年度に向けた学校教員用の指導書などの購入として消耗品費2,021万6,000円を追加計上しております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入としては、普通交付税において国の補正による再算定があり、追加交付額7,199万2,000円と、これまでの留保分からの3,688万円と合わせて１億887万2,000円の追加計上を行った一方、文化的施設整備事業の中止により合併特例事業債10億1,520万円、過疎対策事業債８億9,970万円をそれぞれ減額しております。

そのほか各事業の進捗状況等を基に、補助金及び基金繰入金等の確定見込額についても精査を行うなど、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなります。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ35億700万円の減額補正となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ178億7,000万円となります。

次に、第２表の継続費補正です。

先ほどの行政報告や提案理由でもご説明申し上げたとおり、事業中止に伴い、これまで議決をいただき進めてきました継続費について、総額及び年割額並びに期間について変更を行うものです。

今回の補正内容については、令和５年度の年割額については、これまでの支出額に加え、建築工事費等を除いた残務処理に要する支出見込額である1,445万6,000円に減額し、令和６年度の年割額を削除するものです。また、これに伴い、総額を１億4,397万3,000円に減額し、併せて、期間について令和６年度を削除し、令和５年度までとするものです。

これによって、令和３年９月定例会にて地方自治法第212条第１項の規定により設定し、令和４年12月定例会にて増額変更の議決をいただいた文化的施設整備事業における実質的な継続費の廃止を行うものです。

次に、第３表の繰越明許費です。

先ほどご説明した国の補正予算関連事業をはじめ、ケーブルシステム機器整備事業や中

間管理住宅整備事業、町道改良事業、災害復旧事業などで合わせて38件、12億6,863万6,000円について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として計上するものです。

最後に、第4表の地方債補正です。

文化的施設整備事業の財源である合併特例事業債や過疎対策事業債を減額するほか、事業の精査等に伴い、各地方債の限度額を追加または変更するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） ご説明をいただいた分で1件だけお伺いしたい部分があります。

予算書39ページ、6款企画課です。上段にある路線バスの運行事業補助金が1,800万円減額ですけども、年度当初、あらかじめの予算を組んでのことですが、先ほど来、我々の総務常任委員会からの説明もあったとおり、今後、路線バスがコミュニティに移行するような動きがあるんですけども、この1,800万円、当初の見込みとの差がどういう内容なのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 予算書39ページ、路線バス運行事業補助金1,860万6,000円の減額の理由です。

これについては、補助対象事業者である四万十交通のドライバーの配置転換、正職員の方を路線バスに配置していたものを観光事業のバスの運行に回したり、四万十交通で人件費の抑制に努めていただいたことが一つと。国・県から四万十交通に直接交付される補助金があります。これが確実に交付されるかどうかは年度当初で分かりませんので、一定、四万十交通がバスを運行するために必要な経費は年間で大体見込みがあるわけですけども、そこに国・県の補助金が当たるか当たらないかが不明の場合には、もし交付がない場合は町からその分は補填しなければならないということで、当初予算ではその分を見込んで予算計上しておりましたので、令和5年度においては、国・県から一定額の補助金の交付があったということで今回の減額に至ったものです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 何点か質問しますけれども、まず、私どもいただいています予算資料1ページになりますが、今回、国の財政支援で低所得世帯生活支援事業が盛り込まれております。1,800万円で給付金は1,750万円という予算計上ですが、この目的（趣旨）の資料を読んでもと、「住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円プラス7万円（10万円）を支給したが」と書かれています。過去形になっていますね。直接関係ありませんが、12月補正予算でこの予算を承認しました。過去形になっているということは既に7万円分については全世帯、対象世帯について支給したという読み方でいいのでしょうか。

確か、お聞きすると、2月28日から順次7万円を交付すると対象者には通知をしておいたと思うわけですが、既に全世帯に、対象世帯には交付済みなのかということです。

その点と併せて、概要等の中で対象世帯は令和5年度の住民税所得割非課税世帯とうたわれています。令和5年度の申告は今、15日まで申告中ですね。となると、この令和5年度の申告を待って給付をするのかなと私は読み取りました。しかし、その下、子ども加算を見ると基準日は12月1日と書いています。これは、令和5年度の12月1日を基準日とするという読み方になろうかと思うんですよ。となると、令和5年度は今、申告期間中ですね。そしたら、私の読み取り方は、基準日が12月1日だったら今年12月1日以降という形で読み取るしかないです。大変遅れることになりはしないかなと。せつかくの物価高騰等に影響がある非課税世帯に対して早急に給付すべき金額が、基準日は12月1日だと。令和5年度の申告を待って、確定がいつ頃になるがですか。恐らく5月以降でしょうね。としか私は言いません。だから、これいかにという質問です。

それでは、予算書に沿って質問しますが、まず、先に繰越明許から入ります。

町長から説明がありました。令和5年度の繰越明許費が38件、総額が12億6,800万円。毎年度3月には繰越明許費が計上されますが、ただ、繰越明許費という言葉そのものがなかなか町民には分かりづらいし、新人議員にも聞きましたが、十分意味が分からんという声もありましたので、そもそも繰越明許費とは何ぞやという説明をいただいた上でお聞きをしますが、予算書9ページ。今回も38件、繰越明許費、計上されています。その中で総務管理費、中間管理住宅整備事業費1億3,600万円計上されています。これは何件に相当するのか分かりませんので、この整備事業の明許する理由です。

それと、予算書に入りますが、先ほど普通交付税が1億円余り今回、計上されました。

留保財源も含めて1億円という説明があったわけですが、特別交付税が2月頃確定すると昔聞いた記憶があるわけですが、特別交付税は増減ないという形、5億円余りで、これが交付税の最終の金額になるのかどうなのかという点です。

それと、予算書25ページ、寄附金です。今回、寄附金が補正前14億8,500万円余りのうち3月補正で4億7,000万円ほど減額補正。ふるさと寄附金の内容ですが、これだけ減額になったのは主に何の原因が考えられるかなと思うわけですが、当然相手がいるわけですが、これほどの減額になった理由が分かればお示しをお願いします。

それと、予算書27ページ。雑入で中間管理住宅家賃収入が170万円余りの減額です。大体分かるわけですが、収入が減ったということは、入る人がおらんかったということなのか、減額理由について説明を願いたい。

それと、予算書33ページ。12節で委託料、顧問弁護士の委託料が金額は僅かですが、確か、これは年契約で顧問弁護士とは契約していたように思っていますが、3月になって、金額が1万8,000円、なぜ増えたのかが単純な私の疑問です。特別増えた理由があるのかなとしか思えません。

それと、予算書38ページ、十分理解がないまま質問するわけですが、公有財産の購入費、家地川地域活性化拠点施設用地の購入費が133万円減でしたが、この減額の要因はどこなのか、どんな購入だったのか記憶にありませんので、併せてご説明をお願いします。

予算書39ページ、人材育成推進費で地元高校入学祝い金が180万円。ちょうど昨日から高校受験が始まりました。さて、受験生が地元をどれぐらいの方が受験したのかなと思って聞くと、私の孫もここ行っていますので、四万十高校、大正中学校からたった2人じゃないのかという話を聞いて、「おっと」という思いを持ちました。これだけの減額になるということは去年度も入学が少なかったという減額と思いますが、どれだけの見込みのうち180万円減ったのかなと思いますが、お答えください。

予算書50ページ、繰出金で特別養護老人ホーム、窪川・四万十荘に1,500万円、700万円の繰出金の減額がありますが。幸い繰り出しが減ったということで喜ぶべきだと思うわけですが、計上が誤りであったのか、何らかの理由が、それだけの収入があったという見方でいいのか、その点もお答えください。

予算書64ページ、備品購入です。蜂の巣駆除用備品購入費28万円ですが、旧大正町時代にもこの駆除用の備品を購入して、活用、利用したという経験が私もあるわけで、結構ですが、これは職員のためのなのか、一般にも貸し出すために購入を計画しておるのか、そ

の点について、お答えをお願いします。

予算書65ページ、若井グリーンセンター運営費。年間幾らという形で民間に運営費を委託しているわけですが、今回100万円の減額になったのは何らかの理由があると思うわけですが、金額の割には委託料の減額が少ないのは何か特別な理由があったのかどうか、お答えをお願いします。

あと一点、予算書80ページ、住宅建設事業費で定住住宅用地造成工事費が3,000万円弱、減額になっています。その理由についてお答えをお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、ただいまより休憩をします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番田邊哲夫君の質疑に対して、順次、答弁をよろしく申し上げます。

税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 私からは低所得世帯生活支援事業についてお答えします。

一点目の全世帯にもう給付が完了しているのかというご質問ですが、現在、令和6年2月28日に第1回目の振り込みが完了して、次の3月8日の振り込みをもって全体の約98%の振り込みが完了する見込みとなっております。残りの2%の世帯については、振込先が確認中であつたり、転入等で所得がまだ調査中といった世帯ですので、それらの確認が取れ次第、順次給付を行っていきます。

続いて、二点目の今回の給付の対象が現在申告を行っている分にかかるのではないかとご質問ですが、現在行っている税の申告は令和6年度課税分についての申告となりますので、今回の給付の対象は7万円の給付を行っている世帯で、なおかつ18歳の子どもがいる世帯ですので、既に税務課でも把握していますので、それほど長い期間かからずに給付まで行えるものと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 私からは予算書9ページの繰越明許費についてと、予算書17ページの地方交付税について、ご説明します。

まず、繰越明許費とは何ぞやというご質問です。地方自治法第213条第1項に規定され

ておりますけれども、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用できると規定されています。

予算は会計年度独立の原則があり、単年度単位で経理されるものですが、それだけだと、突発的な要因でどうしても年度内に終わらなくなった場合に対処することができなくなってしまうので、一部例外を認めているものです。そのため、基本的な考え方としては、天候の都合や突発的な事故などのために事業が完了せずに翌年度にまたがる場合に対処するものとなっております。

続いて、交付税のご質問についてです。今回、3月補正で普通交付税を1億887万2,000円計上しました。町長からの提案理由のご説明でもあったとおり、これまでの留保分も含めてほぼ全額予算計上したものです。

それから、特別交付税については、毎年3月中旬、下旬頃に交付の決定額が県から通知が来ますけれども、現時点においては全く情報がなくて、幾らになるのかという見込みが分かりませんので、今回、補正予算については計上しておりませんので、基本的には今回の補正予算で計上しているものが交付税の全てとなります。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 私から三点説明します。

まず、中間管理住宅の繰越し、8件あります。うち、2件については年度内に完成する可能性があります、枠として8件計上しております。

繰越しをする理由としては、どうしても補助金の手続であるとかの関係で、秋頃に設計に入りますけれども、秋から設計をして実際に現地に足を運んで、設計が出来上がってくるのが12月頃と。それから工事に入った上で、工事の中でどうしても、はぐってみたらシロアリがあるとか雨漏りがあるといった場合もありますので、変更もあったりするということで、中間管理住宅、繰越しをして完成まで持っていくということです。早い段階で提供できるようにしてはいきたいと思っておりますが、6件程度は確実に繰越ししなければならないという状況になっております。

続いて、ふるさと納税の減額理由ですが、ふるさと納税については、本年度大きな制度改正が行われました。6月27日付の総務省告示により、ワンストップ特例の受け付け、寄附金受領証明書の送付費用といったものが今までは経費の外と、50%の制限があり

ますけども、全体の寄附額の50%は経費算入した形で、全体の50%が寄附金の募集に係る経費の限度額と定められているわけですけども、そこに10月1日からワンストップ特例と寄附金受領証明書の送付費用も加えられたということで、通常、年末、11月、12月に集中するふるさと納税が今年度は、そういうニュースが出たことによって9月に集中したということがあります。

本町においても9月が前年比336%ということで、例年の3倍以上になったのに対し、年末の11月、12月はそれぞれ51%、60%という結果となり、大きく落ち込んでいます。通常ですと11月、12月で六、七億円ですけども、そこが大きく落ち込んだ結果になっております。

これは全国的に見ますと、広告宣伝費に限られる中で寄附者の動向に合わせた展開は難しく、大きな寄附額を集めておる自治体は広告費が潤沢に使えますので、常に広告を出している状況があります。こうした制度改革に合わせても柔軟に対応できたという市町村に大きく寄附が集中したものと考えております。

また、年明け以降についても二、三千万円の減額を見込んでいるわけですけども、そこは能登半島の大震災の影響から被災地への寄附が集中していると見られますので、大幅な今後の上積みは難しいことから減額したということです。

最後に、中間管理住宅の家賃収入の減額理由については、先ほども申したとおり繰越しがあることと。前年からの完成の分も繰越しており、5月、6月で提供をしているわけですけども、全体で前年からの繰越しが6件、今年度の繰越しが8件と、そこを一定フルで見込んでいた部分を減額していると。空きがある中間管理住宅は今のところ1件となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは、予算書33ページの顧問弁護士の委託料1万8,000円の増額について、ご説明します。

顧問弁護士との委託契約については、月3万円の年度契約をしています。今回のこの増額については、特別な相談事があったということではなくて、インボイスの制度が始まることに伴い、10月から3月まで、6か月分の消費税を支払おうとするものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 私からは予算書38ページの家地川地域活性化拠点施設用地購入費の内容と、その減額理由です。

まず、家地川地域活性化拠点施設、ご存じのとおり旧家地川小学校になりますが、施設の体育館の部分が土砂災害特別警戒区域に一部指定をされており、あそこは2次避難所にもなっておりますので、警戒区域から外れるために、県土木事務所が体育館前の山の部分の傾斜地の擁壁工事をしていただくことになりました。

その際に、用地の持ち主は民間の方ですので、そこについては町がずっと山の部分と一部、筆としては体育館の部分まで入っておりますので、その部分一括して1筆借りということで、町が借地料をお支払いしておりましたけれども、県がそういった工事をするということで、その部分については借地料が除かれるというお話をする中で、今後のことも考えて、持ち主の方が売却の意思を示したということで、これを機に令和5年度の当初の段階でその用地を購入しようとして、予算を計上しておったところです。

その後、購入費用などの交渉をずっと続けておりましたが、先方がご家族との話合いの中で売却の意思を翻意されて、売らないことになりましたので、今回、予算計上しておりました全額を減額することに至ったものです。

続いて、予算書39ページ、入学祝い金の件です。当初、令和4年度の入学者数を参考に、四万十高校、窪川高校両校で65人を見込んで予算計上しておりましたが、結果は窪川高校で22人、四万十高校で25人、計47人となりました。差額の180万円を減額するに至ったものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 私からは特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰出金、四万十荘特別会計繰出金の減額について説明します。

これは特別会計において、窪川荘で人件費ですとか光熱水費など、需用費で970万円ほど減額があり、サービス収入の精査において580万円ほど増額しましたので、両方合わせて1,550万円ほど一般会計からの繰入金を減額しております。

同じく四万十荘ですけれども、四万十荘も主には歳出の減額は精査による人件費の減額と、精査によるサービス収入の増額による差額になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 私からは予算書64ページ、蜂の巣駆除用備品購入費についてお答えします。

今回の28万6,000円の蜂の巣駆除用の備品は貸出し用です。貸出し用2着の購入費となっております。

続いて、65ページ、若井グリーンセンター運転管理委託料の減額ですが、処理量の減量に伴う減額となっております。処理量の精算は3月までに行いますが、例年と比べて処理量が減少していることから、見込み分で今回100万円を減額しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 建設課から定住住宅用地造成工事費のマイナス2,976万円についてお答えします。

この事業については、米奥地区の造成工事になり、令和3年度から、基本設計から造成設計について建築主体で行っており、当初、見積りに関しては建築の歩掛かりを概算工事費として計上しておりましたが、実施時において町にて再度積算したことと、中身について、擁壁工事等の見直しを行った結果による減額となっており、また、入札減による減額と、今後、この工事に関しては繰越事業にもなっておりますが、精算の見込額についても計上しており、減額処理としました。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 大変明快な答弁いただきましたので、大体理解できました。ただ、繰越明許については、確かに国・県の補助事業等があつて、当然、年度を越さないかんことは私も分かるわけですが、今年度は38件ですが、毎年度こういう形で翌年度に繰り越すことになればいろいろと発注の段階で、せっかく地元業者に発注する場合も、また来年度の事業もあつたりしますので、できるだけ頑張ってもらっていると思うのですが、年度内に一生懸命発注していただいて、年度内の完成、着工を目指してほしいなという思いで質問しました。

理由はそれぞれあるとは思いますが、そういった意味で、1件でも年度内の着工、完成に向けて努力をしてもらいたいことを重ねて申し上げ、質問を終わります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 私からは予算書56ページ、一番下の委託料で、ひかり保育所の指定管理料の減額の理由をお願いします。

続いて、予算書64ページの合併処理浄化槽の設置事業補助金が937万2,000円と減額になっています。この理由について教えていただきたいと。

続いて、予算書75ページ、18節ですか。観光協会育成補助金の減額の理由。

それから、予算書93ページ、12節、14節の古城体育館の解体工事費の減額の理由。

以上、お願いします。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 予算書56ページのひかり保育所指定管理料の減額について説明します。

ひかり保育所の指定管理料については、3月変更分までのこれまでの予算との精査による部分と途中入所分の対応分等の差額で200万2,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 私からは予算書64ページ、合併処理浄化槽設備整備事業費補助金の減額についてお答えします。

この事業は当初65件で予定しておりましたところ、令和5年度は5人槽40個、7人槽4個、計44件となり、その分の差額を減額しております。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 私からは予算書75ページの観光協会の育成補助金の減額理由について説明します。

この補助金は観光協会の全体の経費を補助するものですが、今回、人件費をフルでつけましたけども、1名雇っていない期間が生じたことで減額になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長畦地永生君。

○十和町民生活課長（畦地永生君） 予算書93ページの古城体育館の解体工事の減額理由ですけども、この工事については、古城体育館の裏手に給湯室のようなところがありますけども、それについて、ここの小学校が土砂災害特別警戒区域に属することから、これを

解消するための対策工事を行うということで、解体の依頼を県からされました。それで、県から移転補償費として810万円ほどいただいております。

それを財源に今回の解体工事を行いましたけども、もともとあった建物の移転については、今回工期が年度末までに間に合わないことと、必要性も含めてもう少し地元とも協議したいと、来年度以降に財源を使わせていただくということで今回は減額しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 古城体育館は残すか残さないかも検討しながらということで、よろしいですか。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長畦地永生君。

○十和町民生活課長（畦地永生君） 体育館そのものではなくて、壊した給湯室の部分が新たに必要かどうかを含めてということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第2号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第3号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第4号令和5年度四万十町国民健康保

険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第5号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）、以上議案第2号から議案第5号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号から議案第5号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第2号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、歳出については、諸支出金で1,360万円、予備費で201万1,000円を追加計上する一方、総務費で194万6,000円、保険給付費で2,390万円。保健事業費で16万5,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、繰入金で359万8,000円を追加計上する一方、国民健康保険税で510万円、県支出金で796万8,000円、諸収入で93万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,040万円の減額補正となり、累計予算総額は22億6,630万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第3号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で1,089万4,000円、給食費で50万円、公債費で90万8,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、診療収入で1,070万円、使用料及び手数料で20万円、繰入金で140万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,230万円の減額補正となり、累計予算総額は4億620万円となっております。

続いて、議案第4号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出について

は、総務費で209万8,000円、医業費で160万円、公債費で2,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、繰入金で370万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ370万円の減額補正となり、累計予算総額は1億980万円となっております。

最後に、議案第5号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容として、歳出については総務費で10万円を減額しております。

歳入については、繰入金で10万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は900万円となっております。

以上、4件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 予算書102ページ。県の補助金、普通交付金が2,000万円減額とで、あと、特別交付金はその引換えなのか分かりませんが、1,200万円余りと基金の繰入れが1,000万円ですが、この普通交付金の減額という要因と、あと、この交付金の中に保険者努力支援分がありますね。これは保険者が、町が努力次第でこれが増えたり減ったりするのかなとしか分かりませんが、これはこういった内容で200万円の減額になったのか、分かればお示しを願いたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） まず、交付金と補助金等の減額の要因ですけれども、今回の補正の大きなところは年度内の医療費等の支出は大体見込みが立ったところで、全体を調整するということで減額とするものです。

まず、当初の予算の段階においては一定の被保険者数を少し大きく見て、余裕を持ってつくっておったところもあり、それに対して交付金や補助金も年間の少し余裕のある金額

で計上しておりました。大体今の時期になりますと、交付金等の算定とかも医療費とかも固まってきつつありますので、若干、決算前に向けての微調整をしたということです。

国保の被保険者数については、全体として次第に後期高齢者に移行しておる関係もあって被保険者数が少なくなっておりますので、全体としては予算規模が縮小傾向にあります。そういったことによって、当初予算から全体が減額したことに連動して、補助金や交付金等もそれに見合って減額しておることが大きな要因です。

それに併せて、一定、今後まだ支出する分の見込みもありますので、補助金、交付金の減額分を賄うために基金を少し、余裕を見て今回1,000万円という形で追加計上して、全体のバランスを取っているという補正予算の内容となっております。

それから、努力支援分ですが、議員から質問のあったとおり、県内の各自治体の保険者それぞれが保健事業や、ジェネリックの推進などの取組が一定、基準になる項目が何点かあり、それがどれだけ達成できたか、できていなかったかによって市町村ごとに増減がある部分がこの努力支援分です。今回についてはおおよその部分が達成できたところでの補正予算です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第6号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第（3号）、日程第12、議案第7号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第6号及び議案第7号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号及び議案第7号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第6号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第（3号）です。

今回の主な補正内容として、保険料の見込額がおおよそ決定したこと、また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定したことに伴い、歳入では保険料及び繰入金を減額し、歳出では広域連合納付金の確定見込みの精査に伴う減額となっております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ710万円の減額補正となり、累計予算総額は3億4,070万円となっております。

続いて、議案第7号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものです。主な補正内容として、歳出については2款保険給付費で、今後の給付費を推計し、減額を行うとともに、5款の地域支援事業費で事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど、所要の予算措置を講じております。

一方、歳入については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,900万円の減額補正となり、累計予算総額は26億7,400万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 予算書158ページ、介護保険の部分ですが、保険給付費24億円のうちの減額部分を質問してみたいと思うのですが、居宅介護サービス給付費が7,400万円の減となっています。併せて、159ページにまたがっての特定入所者介護サービス費の3,200万円の減とは、それだけ人数が減ったということなのかどうなのか、その理由について、お示し願いたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 予算書158ページ、居宅介護サービス給付費の減及び159ページの特定入所者介護サービス費の減です。おっしゃるとおり利用者の減少が大きな原因です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第8号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第9号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第8号及び議案第9号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第8号及び議案第9号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第8号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については、総務費で35万7,000円、サービス事業費で934万9,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、サービス収入で584万9,000円を追加計上する一方、繰入金を1,556万1,000円減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ970万円の減額補正となり、累計予算総額は3億5,970万円となっております。

続いて、議案第9号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出について

は総務費で7万4,000円、サービス事業費で392万6,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、サービス収入で369万2,000円を追加計上する一方、繰入金で769万2,000円減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ400万円の減額補正となり、累計予算総額は2億7,070万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第10号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第11号令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程17、議案第12号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第10号から議案第12号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第10号及び議案第11号の各特別会計補正予算並びに議案第12号水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務管理費で3万4,000円、維持管理費で66万6,000円をそれぞれ減額しております。

歳入については、一般会計繰入金で70万円減額しております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ70万円の減額補正となり、累計予算総額は3,480万円となっております。

続いて、議案第11号令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容として、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出については総務管理費で35万円、維持管理費で95万円をそれぞれ減額しております。

歳入については、一般会計繰入金で130万円減額しております。

これにより、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ130万円の減額補正となり、累計予算総額は5,950万円となっております。

最後に、議案第12号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の主な補正内容として、収益的収入の事業収益において、物価高騰対策として、令和5年10月から令和6年2月検針分まで行っております水道基本料金の減免を令和6年5月検針分まで延長することに伴って、令和6年3月分の減収見込み相当額として営業収益

※P40 訂正あり

359万4,000円を減額し、これに対する他会計補助金として営業外収益359万4,000円を追加計上しております。これにより、事業収益の累計は補正前と同額の5億9,431万5,000円となっております。

歳出については、事業費用において、人件費の見直しにより1万9,000円を追加計上し、累計予算額は5億8,653万9,000円となっております。

また、資本的収入において、企業債の借入額を今年度実績に合わせ、1,000万円減額しており、累計で1億3,766万円となっております。

訂正します。先ほど水道料金の減免の部分で、令和6年3月分と言いましたが、令和6年の三月分の減収見込み相当額として訂正します。

※P41 訂正あり

以上、3件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和5年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第13号小学校教師用指導書の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 訂正の上にまた訂正がありますので、ご了承ください。先ほど申し上げた令和6年3月の三月分と言いましたけども、私の勘違いでして、令和6年3月分の減収見込みと訂正したいと思います。大変申し訳ありません。

続いて、議案第13号小学校教師用指導書の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和５年度の教科書用図書の採択結果を受け、令和６年度から窪川・大正地域の小学校で使用する教師用指導書の購入を行うものです。

この指導書の取扱い事業者については、県内では高知県教科書株式会社のみでして、その取次店は窪川・大正地域ではブックス56のみとなっております。

また、販売価格については定価による販売のみとされておりますので、本件については、地方自治法施行令167条の２第１項第２号に規定されております「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当します。

このため、契約についてはブックス56との随意契約として、指導書の定価1,508万7,400円に消費税及び地方消費税150万8,750円を加えた1,659万6,140円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまから休憩をします。

午前11時49分 休憩

午後１時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、議案第14号第３次四万十町男女共同参画計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第14号第３次四万十町男女共同参画計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成19年3月に四万十町男女共同参画計画を、平成31年3月に第2次四万十町男女共同参画計画を策定し、これらの計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

本議案は第2次四万十町男女共同参画計画の計画期間が満了することに伴い、新たに令和6年度からの5年間を計画期間とする第3次四万十町男女共同参画計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時03分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、教育民生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって議案第14号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第15号四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第15号四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の第7号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本町の高齢化率については、全国や高知県と比較して依然として高い水準で推移し、令和5年9月末現在で45.6%となっており、今後もさらに上昇する見込みであります。いわゆる団塊世代が後期高齢者となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、総人口が減少する中で財政の健全性を維持しつつ、地域住民や多様な主体と連携して、必要な人に必要な支援が提供できる仕組みづくりや、介護保険事業の安定運営を図る必要があります。

今回、策定する計画の基本理念については、引き続き「地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり」を継承し、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自宅をはじめとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供するための地域づくりを目指します。

このような地域包括ケアシステムの構築は、自助、互助、共助、公助を組み合わせることにより実現されます。一つとして、介護予防と健康・生きがいの促進、二つ目に、地域で高齢者を支える仕組みづくり、三つ目に介護保険事業の適正、円滑な運営を基本目標として掲げ、それぞれの施策を推進します。

この計画は、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画が令和5年度末で満了することを受け、介護保険法の規定により3年を1期として定めること、また、老人福祉計画と一体のものとして作成することとされていますので、令和6年度から令和8年度を計画期間として、一体的に策定します。

なお、計画期間中の保険料については、認定者数やサービス別事業量等を勘案し、3年間の介護サービスの総給付費を算出した上で見込んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 事前に計画書をもらっておりますが、今、町長からも話がありましたが、問題は介護保険料が現在と今後どうなるかということで、私は関心を持つわけですが、計画書110ページ。保険料基準額の算定で、ここに介護保険料基準額月額5,800円となっていますが、この金額が現在の金額なのか、第9期の保険料の見通しなのか。そこらを踏まえて優しく、お答えいただければありがたいと思いますが。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 現在、第8期の保険料基準額は6,000円です。第9期計画は200円減額して、そこに書いてあります基準額5,800円にしたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきましたが、かなり基金があるのではないかと思っておりますが、そういった基金の取崩しも考えた上での月額の保険料が5,800円なのか。あくまでも現在の保険料を必要額で割ったことのこの計算式ですが、基金の取崩し等は考えてもらうことも必要ではないかというのは、それぞれ住民が保険料を払っています。それが残ったのが基金じゃと思いますが、そういった意味では基金の取崩しも含めて、今後、考えていかないとなかなか、国保も上がる計画もあるわけですが、保険料で町民は苦しい思いをするのではないかなと思いますが、その点についてのご見解をお聞きします。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 計画書108ページをご覧ください。108ページの中ほどに（5）保険料収納必要額とあります。収納必要額はということで説明があり、その計算式の最後に介護保険事業財政調整基金取崩額4,040万円とあります。具体的にその表にも書いてあります。4,040万円を取り崩すことで保険料収納必要額が12億円余りと計算して、その月基準額5,800円を導き出しました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、教育民生常任委員会に付託することにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって議案第15号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第16号四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本町では障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち四万十町」をキャッチフレーズに四万十町障害者計画及び障害福祉計画を策定し、平成30年3月には障害児支援を包含し、児童発達支援センターの設置目標や、児童福祉法に基づく障害児サービスの見込み量等を設定した第1期障害児福祉計画を策定しております。

以降、国の障害者施策の制度改正等を踏まえて、計画の見直しを行いながら、障害福祉に関する取組を進めてきました。

本計画は、第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度末で満了することから、多様化する障がい児者のニーズや、町の現状及び課題、並びに新たな国の制度や、高知県の障害者計画等の動向、当町の上位計画との関連性等を踏まえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するものです。

本計画の基本目標としては、一つ目に、お互いに思いやる共生社会のまちづくり、二つ目に、日々の暮らしを支える支援体制づくり、三つ目として、自立と社会参加の基盤づくり、この三つを掲げ、本計画の基本理念の実現に向け、障がいのある人の自立を支えるまちづくりとなるよう、各施策を推進します。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 今期は7期障害者福祉と第3期障害児福祉計画ですが、計画の中では障害の害が漢字でくるわけですね。その中身については、障がい者とか障がい児という場合には漢字を取り除いて、「がい」にしますね。大体は意味するところは分らないでもないが、この分け方はなぜなのかがずっと疑問に思っています。

本来は多分、この「害」で考えたら、どっちか言うたらプラスのイメージではない「害」ですね。わざわざ二つに分ける。計画の中ではあくまでも漢字の「害」。しかし、障がい者とか障がい児については平仮名の「がい」という書き方を、国からもそういう指導があつてのことだと思ふわけですが、これはやっぱり統一しないと、私はずっと普段からおかしいんじゃないかと。計画は漢字の「害」、個別に当たる場合は障がい者のとか障がい児は平仮名の「がい」。どこに差があつて、国がせないかんかが疑問に思いますので、統一すべきではないかなと。というのは、漢字の「害」はイメージ的に大変よくない。何かプラスではないイメージを持ちますので、平仮名にしたらどうかと思いますが、ことさら分けないかん理由はどこにあるがでしょうか。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 障害の「害」の表記についてですけれども、確かに「害」という漢字がさまざまな意見があります。一般的に障害の「害」という字は、害悪とか公害とか否定的なイメージが強くて、別の言葉で表現すべきというご意見もあります。また、障害という用語自体を変えようという動きもありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。そのため、障害の害の字を平仮名表記の「障がい」に変更することによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが今、全国の自治体で広がっています。

四万十町では「害」という漢字の否定的なイメージを考慮して、障がい者の害の字の表記については国の法令や地方公共団体の条例規則に基づく法律用語、施設名称の固有名詞など以外は平仮名で「がい」を表記することとしました。その用法について、これからまた共通理解を図り、できるところから順次使用していきたいと考えております。

なお、これについては、当事者の方も入った会ですけれども、先日行われた障害者自立支援協議会でもご了承いただいておりますので、国から統一すべきとか平仮名にすべきとかいう指針はありません。ただ、そのイメージを払拭するという意味で平仮名、柔らかいイメージの「がい」と平仮名表記しているということで、これから統一していこうと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 答弁もろうたわけですが、現実としたら、今、課長の答弁とこの計画はあくまでも障害の害は漢字の害ですわね。国からそういうことにせよということでなければ、第7期とか第3期の障害の害は平仮名にしてもいいのではないかなと。見たら「害」という字は何かイメージが、障がい者はのけ者にかという害に当たりますので、できりゃ、名前もいっそのこと、計画そのものの「害」も平仮名にしてみたらイメージがいいのではないかと、私は一障がい者としてそう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 障害者計画の固有名詞だと思いますけれども、それについても、「障害」という表記は法律用語に基づくものですので、固有名詞は基本的に漢字でいきたいと考えております。ただ、その中の計画本文に書かれてある説明の中で表記されるものについては平仮名で説明をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、教育民生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって議案第16号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第17号下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関

係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第17号下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、平成31年1月の総務大臣通知により、地方公営企業の経営状況の的確な把握、経営基盤の強化等を目的に、人口3万人未満の市区町村の下水道事業及び簡易水道事業については地方公営企業法を適用し、令和5年度までに公営企業会計へ移行することが求められており、遅くとも令和6年度予算からの導入が要請されております。

本町では、令和2年度に上水道事業と簡易水道事業が統合し、水道事業として地方公営企業法を適用しており、その業務を環境水道課で所管しております。今回、令和6年4月より、下水道事業についても地方公営企業法の規定を適用することとし、関係条例の整備を行うものです。

主な改正の内容としては、下水道事業を地方公営企業として設置し、経営の基本事項を定めるため、四万十町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業及び農業集落排水事業の設置及び排水区域に関する項目を加え、四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例とし、地方公営企業法に基づく事項を定めております。

また、四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、四万十町簡易排水処理施設条例、四万十町農業集落排水処理施設条例、四万十町公共下水道条例、それぞれに定めておりました設置に関する項目を削除し、その他、各条例の体裁を整えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第18号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、育児休業を取得している職員の勤勉手当の支給について、会計年度任用職員の除外規定を排除するとともに、所要の用語の整理を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第19号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第19号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和6年度国民健康保険事業特別会計予算の計上に当たり、令和12年度を目標とした県内国保の保険料水準の統一に向けて、本町における国保税率の改正を行うものです。

現在の国保制度においては、それぞれの市町村が市町村ごとにかかった医療費などを参考に保険料を決定していますので、市町村間で保険料格差が生じやすくなっております。また、全国に先駆けて人口減少が進行している本県においては、今後も加入者の減少が見込まれますので、国保制度の財政運営が不安定になり、急激な保険料負担の増加が起こる可能性があるなど、制度の運営自体が危惧されております。

このため、市町村内で支え合っていた仕組みを県全体で支え合う仕組みと変更し、安定的かつ持続可能な国保制度とするよう、令和12年度を目標に保険料水準を統一することで、令和4年8月に知事と市町村長が合意したところです。

本町における現在の国保税率については、県の示す統一後の保険料水準よりも大幅に低くなっていますので、被保険者の負担が急激に増加することがないように、令和12年度に向けて段階的に税率改正を行っていく必要があります。

このため、令和6年度に行う税率改正の主な内容としては、他市町村よりも特に低く設定している均等割について、医療分、後期分、介護分それぞれの額を引き上げることとします。

具体的な額で申しますと、被保険者の療養費等に充てる被保険者均等割額を1万6,000円から2万円に、後期高齢者支援金等に充てる被保険者均等割額を6,400円から8,900円に、40歳から64歳までの被保険者の介護給付費に充てる被保険者均等割額を8,000円から1万1,000円にそれぞれ引き上げます。

被保険者の皆様にはさらなるご負担をおかけする税率改正となりますが、何とぞ趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第20号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第15号として提案しておりますが、第9期の介護保険事業計画の策定並びに介護保険法の改正に伴い条例を改正するものです。

主な改正内容としては、介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度からの3年間の保険料基準額を月額5,800円とするものです。

また、介護保険法の改正に伴い、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要とされていることから、第1号被保険者の所得段階が現行の9段階から13段階へ多段階化され、低所得者層である第1段階から第3段階までに係る乗率を引き下げる一方、高所得者である第9段階を第9段階から第13段階までに細分化し、第10段階から第13段階までに係る乗率を高く設定されました。

この見直しに基づき、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者層の負担軽減を図り、円滑な介護保険事業運営に努めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第21号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第21号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案については、介護保険法第58条の2の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準が改正されたことに伴い、指定介護予防支援に要する費用の単位が変更されたことにより、介護予防サービス計画の作成に係る手数料について改正を行うものです。

具体的な額で申しますと、国の基準に基づいて、初回については、加算分3,000円を含みまして7,420円とし、2回目以降については4,420円とします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第22号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第23号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第29、議案第24号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第30、議案第25号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第22号から議案第25号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第25号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案については、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、令和6年1月25日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の条例改正を行うものです。

主な改正内容としては、まず、書面揭示の規制の見直しとして、事業所内での書面揭示を求めている運営規程の概要等の重要事項について、インターネットで情報の閲覧が完結するよう、書面揭示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けることとし、1年の経過措置を設けております。

次に、管理者の兼務範囲の明確化として、サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化することとしました。

次に、身体的拘束等の適正化の推進として、短期入所サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置、具体的には委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施などを義務付けることとし、1年の経過措置を設けております。

さらに、訪問系サービス及び通所系サービス等については、当該利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとしました。

以上、4議案について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第25号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第25号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31、議案第26号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、令和6年4月に施行されます地方自治法の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じることから、これを整理するため、条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第32、議案第27号四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第27号四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月に施行されることに伴い、地方自治法及び地方自治法施行令が一部改正されることにより、引用法令の条項ずれが生じることから、これを整理するため条例改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第33、議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

オートキャンプ場ウェル花夢は自然豊かな環境の中であるキャンプ場として、中四国や関西圏から多くの観光客が訪れておりますが、近年、四万十川流域に多くのキャンプ場が整備され、近隣施設と競合する状況が続いており、オートキャンプ場として独自色を出すなど、さらに魅力化を図る必要があると考えております。

このため、自然の中で気軽にアウトドアを楽しみたい若者や子ども連れのファミリーな

ど、新しい客層の獲得を目指し、ドームハウス型のグランピング施設を3基整備しております。

そのグランピング施設の利用料金について、類似施設の利用料金等を調査した上で比較検討し、利用料金の基準額を定めるため条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第29号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第29号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町ふるさと交流センター等条例は三島キャンプ場、昭和ふるさと交流センター、ライダーズイン四万十の3施設の設置管理について定めており、今回の一部改正は今春リニューアルオープンする三島キャンプ場の新たな設備等の利用料金を定めるとともに、各施設の設備等の利用料金を近年の情勢に沿ったものに変更しようとするものです。

まず、三島キャンプ場についてですが、本年度において、老朽化の著しいトイレなどの建て替えと、需要の高いテントサイト及び交流機能の充実を図ることを目的としたビジターセンターを新たに整備しており、今回、これらの利用料金を定めるとともに、一部改修を行ったバンガローの利用料金については、類似施設を参考に見直すものです。

次に、昭和ふるさと交流センターについてですが、近年の物価高騰による維持管理費の上昇に伴い、テントサイトの利用料金を値上げするとともに、ボートの利用料金は民間事

業者が行うラフティング事業を参考に、指定管理者が同乗して行うガイド料も含めた利用料金に見直すものです。

最後に、ライダーズイン四万十についてですが、宿泊棟の料金に小中学生の割引と就学前幼児無料化を規定することにより、さらなる利用者の増加を目指すものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第30号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第30号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年7月1日に開所した家地川地域活性化拠点施設については、集落活動センターと簡易宿泊施設を併設しており、簡易宿泊施設についてはその使用料をそれぞれ税込みで、短期1人1泊3,500円、長期1人月額2万円に設定して運営しています。

今回の一部改正については、近年の物価高騰の影響により運営費用が増加傾向にあることや、今後の経営安定化を図るため、簡易宿泊施設としてのサービスに見合った利用しやすい料金設定も考慮しつつ、使用料を変更するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第36、議案第31号四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第31号四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和6年4月に施行されます漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港漁場整備法の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められることから、条例内の引用箇所を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第37、議案第32号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第32号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例内の引用箇所を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第38、議案第33号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第33号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、改良住宅改築工事に伴い、住宅の建設年度等を変更するもので、奥内第1、第2、第3団地、八木第1団地の構造、八木第2団地の建設年度、構造及び1戸当たりの床面積を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第39、議案第34号四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第34号四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の引用条文の改正等、規定の整備を行うものです。併せて組織の見直しを行い、庶務についても、担当課の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第40、議案第35号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第35号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例

を改正するものです。

主な改正内容としては、安全計画の策定等に関する規定を追加し、衛生管理等で、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的の実施するよう努めることを追加しております。

また、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまより休憩をします。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第41、議案第36号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第36号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律や

子ども・子育て支援法等が改正され、市町村が条例を定めるに当たり従うべき基準とされている、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容としては、引用法令の条項ずれが生じることから、これらを整理するほか、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第42、議案第37号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第37号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月に施行されることに伴い、地方自治法及び地方自治法施行令が一部改正されることにより、引用法令の条項ずれが生じることから、これを整理するため、条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第43、議案第38号四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第38号四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町ケーブルネットワーク施設については、情報施設を利用した積極的な行政情報の共有化、地域に密着した情報提供及び災害等の緊急時における迅速かつ的確な情報伝達を図り、もって地域社会の協働のまちづくりに資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成31年4月から公益財団法人四万十公社が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和6年3月末をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和6年度から令和11年度までの指定管理者の選定に当たっては、本年2月22日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において協議し、総合的に判断した結果、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらず公益財団法人四万十公社を候補者として選定したものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第44、議案第39号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第39号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年7月1日に開所した家地川地域活性化拠点施設は、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置したものです。

当該施設は、開所当初より指定管理者として四万十オルモ組合が施設2階の簡易宿泊施設を除く部分の指定管理業務を行ってきましたが、令和6年3月末をもって指定期間が満了します。

当初計画では、令和6年度から施設全体を指定管理する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で積極的な利用促進に取り組めていないことや、運営体制の強化を図るため、施設全体の指定管理方式への移行を1年間延期することとし、これまでと同様に、施設の簡易宿泊施設を除く部分について指定管理することとしました。

令和6年度の指定管理者の選定に当たっては、本年2月22日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において協議し、総合的に判断した結果、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらず四万十オルモ組合を候補者として選定したものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第45、議案第40号令和6年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第40号令和6年度四万十町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げたとおり、令和6年度は、国においては足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と、民需主導の持続的な成長の実現に向けた予算として編成され、県においては、人口減少対策の抜本的強化など、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する予算となっております。

このような中、令和6年度は急速に進行する少子化に対し、移住定住促進施策や子育て支援施策を引き続き推進するほか、町道や河川の防災対策を行うなど、第2次四万十町総合振興計画に掲げた、まちの将来像の早期実現と計画の初年度となる四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を着実に推進するため、国や県の動向等にも十分注視しつつ編成を行ったところです。

この結果、一般会計の予算総額は195億4,900万円となり、前年度当初と比較して13億600万円、6.3%の減少となっております。

なお、このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費などで6億6,100万円、基金への積立金で12億円、合わせて18億6,100万円となり、前年度当初より1億7,600万円の減額となっております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は176億8,800万円となり、前年度当初より11億3,000万円の減少となっております。

次に、歳出における性質別の概要について、前年度当初予算と比較しながら順にご説明申し上げます。

まず、義務的経費では新型コロナワクチン接種事業の終了などにより扶助費で3,802万円の減少となる一方、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、人件費で5,695万円、元利償還金の増加により公債費で4,577万円、それぞれ増加とな

り、義務的経費全体でも6,470万円、1.1%の増加となっています。

次に、投資的経費の普通建設事業費ですが、補助事業で畜産競争力強化整備事業や町道新設改良事業などが増となりましたが、単独事業で文化的施設整備事業などが減となり、投資的経費全体でも16億2,169万円、26.1%の減少となっております。

次に、その他の経費ですが、国土調査事業やケーブルネットワークの光回線終端装置の更新等に伴う委託料の増に伴う物件費の増加や、四万十清流消防署へのポンプ付き水槽車を整備するため、高幡消防組合負担金が増となるなど、補助費等が増加となり、その他の経費全体でも2億5,100万円、2.8%の増加となっております。

以上、歳出の性質別における前年度比較の概要ですが、これを賄う歳入のうち自主財源については、令和5年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に見込んだ結果、町税で3,340万円の減少となったほか、ふるさと納税関連では寄附金で1億円の減少となった一方、繰入金ではふるさと支援基金において一定の基金が積み上がっているため、基金の活用を見直した結果、3億2,204万円の増加となるなど、自主財源全体でも1億5,889万円、2.7%の増加となっております。

また、依存財源については、農畜産施設整備に係る補助事業の増に伴い、県支出金で増加となる一方、普通建設事業費の減少などに伴い町債が減少になったことにより、依存財源全体では14億6,489万円、9.7%の減少となっております。

そのほか、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源については、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税の減少見込みに伴い、財政調整基金の繰入れを行うことにより対応することとしており、総額では97億131万円となり、前年度より2,857万円減少しております。

また、特定財源については、先ほど依存財源でご説明したとおり、県支出金が増加した一方、普通建設事業費の減により町債が減少したため、総額でも12億7,743万円の減少となっております。

なお、地域の実情に合わせて人口減少対策に取り組む市町村に対し、県から人口減少対策総合交付金が交付されることになっておりますが、その活用については、従前より取り組んでいる移住定住施策を踏まえ、事業計画を策定した後に予算計上する予定としております。

以上が歳入歳出予算における性質別の概要です。

引き続き、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明します。なお、本年度の

新規事業等については、お配りしております。別冊予算説明資料14ページ以降にも記載しておりますが、本年度の重点施策について、ご説明します。

まず、2款総務費ですが、まちづくりの分野では、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に合わせて、四万十町まち・ひと・しごと総合創生総合戦略を見直し、新たに、令和9年度までを計画期間とする四万十町デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、従前の四つの基本目標を一層推進するため、デジタル実装の基礎条件整備を施策体系に盛り込み、一体的に各種事業を推進します。

次に、広報広聴の分野では町民の方々に地域に密着した情報提供を積極的に行う環境整備として、また、利用が拡大しているインターネット環境の将来的な高速化に向けた準備として、加入者宅に設置しているケーブルネットワーク機器の更新を行うとともに、特にSNSを積極的に活用し、交流人口の拡大やふるさと納税のPRなどにつながるよう、引き続き取組を進めます。

次に、地域振興の分野では、引き続き移住定住の促進や中山間地域対策、生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指します。

具体的には、移住定住施策においては、これまで取り組んできた地域おこし協力隊事業、若者定住促進などの住宅への支援に加え、令和5年度から取り組んでいる子育て世帯住宅取得支援事業など、子育て支援策に重点的に取り組みます。

また、中山間地域対策においては、喫緊の課題となっている人口減少対策に重点的に取り組むよう、県が策定する中山間地域再興ビジョンを踏まえながら、様々な施策を展開していくこととしております。

続いて、3款民生費です。

社会福祉では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応し、各種支援会議や社会福祉協議会など関係機関と一体となって包括的な支援体制を構築するため、引き続き、重層的支援体制整備事業への移行準備期間として取り組みます。

高齢者福祉では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者福祉計画に基づく配食サービス等のほか、福祉タクシー・バス利用券の交付区分を見直し、拡充を行うなど、福祉サービスの充実に取り組みます。

児童福祉では第2期子ども・子育て支援事業計画の最終年度に当たり、次期5か年計画の策定に向け検討を進めるとともに、本年度においては10月から拡充される予定の児童手当について、所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで延長するほか、第3子以降を

3万円に増額するなど、国の施策とも連携しながら、子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

続いて、4款衛生費です。

保健衛生では、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援や経済的支援を強化するため、SNSを活用し、利用者が産婦人科医、小児科医、助産師に無料で直接オンライン相談ができる産婦人科・小児科オンラインを導入するなど、出産子育て応援交付金事業に係る経費を計上し、取り組みます。

環境衛生では、第2次環境基本計画に基づき環境保全対策、循環型社会の推進を図るとともに、地球温暖化の防止及び災害時のエネルギー確保が可能な再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電設備等設置事業を拡充し、引き続き、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

続いて、6款農林水産業費です。

農業分野では引き続き、地域農業が抱える担い手不足や農地維持などの共通課題に対し、新規就農者の確保・育成、集落営農組織の体制強化支援等を行うとともに、基盤整備実施区域における担い手への農地集積、集約化に向けた促進支援に努めます。

また、畜産振興においては、四万十ポークブランド推進協議会の連携の下、国の畜産競争力強化整備事業を軸に、県・町、それぞれの支援に併せて畜舎整備等による生産基盤の強化と四万十ポークブランドの産地として、一層の定着を促進に努めてまいります。

次に、林業分野では、適正な森林管理と林業事業体の雇用確保などに併せて、木育推進や町産材利用・普及促進にも取り組み、森林環境譲与税を効果的に活用し、川上から川下まで幅広い施策を展開し、林業・木材産業の一体的な振興を図ります。

最後に、水産業分野では、雇用型漁業における地域就業者の確保、支援及び水産資源の育成、確保を図る観点から、投石魚礁設置事業を引き続き実施するとともに、興津水産物鮮度保持施設の改修にも取り組み、事業者の経営安定化を図っていくこととしており、これらの農林水産政策を通じて、本町の強みである1次産業の成長産業化を進めます。

続いて、7款商工費です。

商工振興では、商工業振興助成事業などにより商工業事業者の継続した支援に取り組みます。また、窪川地域の中心市街地活性化に向け、引き続き、商店街等振興計画推進事業補助金を計上したほか、地産外商推進事業では継続して、事業者の販路開拓につながる支援とともに事業者の育成に取り組み、本町の地産外商を推進します。

また、ネット利活用特産品情報発信・販売事業については、ネット販売推進協議会による販売を昨年7月に再開したので、販売と情報発信に対する支援を継続し、売上げの向上を目指します。

次に、観光振興では道の駅めぐり窪川の後背地に計画している観光交流拠点施設について、町民の皆様及び関係各所からの意見を受け、基本設計の見直し予算を計上したほか、用地の購入費用について改めて予算計上しております。

また、老朽化が進行している道の駅四万十大正であいの里改修事業に係る実施設計費用を計上したほか、オートキャンプ場ウェル花夢の太陽光発電設備の整備を行い、コストの削減等を図ります。

昭和ふるさと交流センターについては、設置後35年が経過し、老朽化が進行しているため、改築を視野に入れた基本構想の策定を行います。

そのほか、各種施設の観光客受入れ環境の整備を図り、交流人口の拡大に努めるとともに、町内の周遊促進の取組を進めます。

続いて、8款土木費です。

道路橋梁費では、国の交付金事業を活用して町道改良を進めるとともに、橋梁の長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めます。

住宅費では、北琴平第2団地の建て替えを行うほか、米奥地区定住住宅の整備に取り組めます。

続いて、9款消防費です。

消防・防災体制の充実を図るため、消防署、消防団の活動や施設に係る経費のほか、消防車両の更新を予定しております。

また、地震津波対策として、応急期に必要な各種機能の強化に取り組むとともに、災害時に効果的な機器等の操作技術を習得するための費用を計上したほか、引き続き住宅の耐震化、ブロック塀対策、老朽住宅の除去について支援します。

続いて、10款教育費です。

四万十町教育振興基本計画に基づき、「たくましく人間性豊かな人づくり」を目指し、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な学習の場づくりに努めており、学校教育では四万十町学校施設等長寿命化計画に基づき、本年度は十川小学校及び中学校の校舎整備に係る基本構想や、東又小学校の大規模改修工事等に取り組

み、児童・生徒の安全確保を図るとともに、各学校給食センターの老朽化した設備等を改修し、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

続いて、生涯学習では、引き続き社会体育施設や文化会館の維持管理に努めるとともに、図書館十和分館の整備に関する検討を進めます。

最後に、12款公債費ですが、令和2年度に起債した過疎対策事業債の償還開始などにより、前年度より4,577万円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でして、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討を加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところです。

続いて、債務負担行為です。

奨学金等返還支援事業補助金については、支援期間を5年としているため、令和6年度の申請受付分について、令和7年度から10年度までの期間を設定するものです。

次に、地域活動支援センター事業については、長期契約により障がいのある方への生産活動の機会の提供や地域社会との交流促進を行うため、令和8年度まで3年間の契約を締結しようとするものです。

次に、廃棄物処理施設運営支援業務委託事業については、現在、第1期となる令和7年度までの10年間の包括的長期民間委託契約により、施設の運転管理を実施しています。契約満了後の令和8年度以降における第2期の包括的長期民間委託の実施に向け、基本方針の検討から事業者の選定までの支援を令和7年度まで受けるため、2年間の契約を締結しようとするものです。

最後に、小学校大規模改修事業です。

東又小学校の大規模改修工事について、令和6年度に校舎の改修を行い、令和7年度にエレベーターの設置及び体育館の改修を行う予定としているため、同様に設定するものです。

以上4件、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

次に、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について、第3表に記載のとおり定めるものです。

また、一時借入金及び歳出予算の流用については、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めるものです。

以上、令和6年度一般会計当初予算案の主な内容となりますが、令和6年度は私の3期目の折り返し地点であり、重要な年度と位置付けております。就任以来、人材育成、子育て支援、若者定住であるとか、移住施策、地産外商とか地域福祉など力強く推進してきましたが、特に令和6年度は人口減少対策や中山間振興対策など、県と共に充実した実効性の高い施策を推進する必要があります。

職員一丸となって取り組みますので、引き続き、町政に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、一般会計予算案の提案理由の説明とします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第46、議案第41号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第47、議案第42号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第48、議案第43号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第49、議案第44号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第41号から議案第44号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第41号から議案第44号までの各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第41号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算です。

令和6年度の予算編成に当たって、基本となる国保被保険者数を4,200人と見込み、これによる予算総額を歳入歳出それぞれ21億8,050万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持と増進を図るものです。

なお、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりです。

予算の主な内容として、歳出については、2款の保険給付費において、過去の医療費の動向を踏まえた推計を行い、15億2,332万6,000円を計上しております。

また、3款の国民健康保険事業費納付金に5億1,533万6,000円、4款の保険給付事業費に2,386万1,000円、7款の諸支出金に大正、十和診療所への繰出金など、4,317万4,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の国民健康保険税で3億4,954万4,000円を見込んだほか、3款の県支出金で15億8,828万7,000円を計上しております。また、5款の繰入金では一般会計繰入金や基金繰入金など2億2,869万7,000円を計上しております。

なお、この令和6年度予算については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第42号令和6年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,870万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で人件費や各種業務委託料など3億2,570万9,000円、医業費で医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料など5,324万5,000円、給食費で賄い材料費など489万円、公債費で3,285万6,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で1億7,880万1,000円を見込んだほか、繰入金で国の国保特別調整交付金として運営費分3,600万円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源については一般会計からの繰入金1億9,745万1,000円に対応することとしております。

また、地方債については地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めようとするものです。

続いて、議案第43号令和6年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ1億870万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で人件費や各種業務委託料など

8,420万6,000円、医業費で医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料など2,011万5,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で7,045万円を見込むとともに、県支出金で138万6,000円、繰入金で国の国保特別調整交付金として運営費分500万円を国保会計から繰り入れることとし、不足する財源については一般会計からの繰入金2,489万1,000円に対応することとしております。

また、地方債については地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めようとするものです。

最後に、議案第44号令和6年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ870万円と定めようとするもので、款、項ごとの予算額については第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容として、歳出については、総務費で人件費や運営経費など852万1,000円、医業費で7万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、診療収入で11万円、県支出金で58万円、一般会計からの繰入金で800万9,000円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第44号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第44号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第50、議案第45号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第51、議案第46号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第45号及び議案第46号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第45号及び議案第46号の各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第45号令和6年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算です。

本事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町における新年度の予算編成に当たっては、被保険者数を4,137人と見込み、予算総額を3億5,650万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものです。

なお、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金の最高額についても、第2条に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第46号令和6年度四万十町介護保険事業特別会計予算です。

まず、初めに令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画については、先ほど、議案第15号でご説明したとおり、第1号被保険者に対する月額保険料基準額を現基準額の6,000円から200円減額した5,800円に設定しております。これらを加味した上で、予算編成に当たりまして、令和4年度事業実績及び令和5年度の決算見込額を基に現時点で想定される所要額を計上いたしております。

予算の主な内容として、歳出については、2款保険給付費で介護報酬の改定や介護給付費の動向などを踏まえて推計を行い、24億6,470万7,000円を見込んだほか、5款地域支援事業費で1億8,116万4,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款の保険料で4億247万円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は27億1,600万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用についても、第2条及び第3条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものです。

以上2件の予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号及び議案第46号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第52、議案第47号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第53、議案第48号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計、以上、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第47号及び議案第48号の各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第47号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算です。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億310万円と定めようとするものでして、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容として、歳出については、1款総務費では四万十荘と共に、施設設備の老朽化に伴う改修工事の必要性を把握し、今後の改修・改築計画の基礎資料とするための基本調査委託料など1,491万9,000円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など、合わせて3億8,718万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款のサービス収入で前年度の実績等を勘案し、2億8,834万4,000円を見込んだほか、不足する財源については一般会計からの繰入金、1億1,431万円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2条に記載のとおり定めようとするものです。

続いて、議案第48号令和6年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計です。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,180万円と定めようとするものでして、款、項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容として、歳出については、1款総務費では窪川荘と同じく、施設改修・

改築基本調査業務委託料など1,374万7,000円、2款サービス事業費で職員人件費や介護サービスに係る賄い材料費など2億7,702万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1款のサービス収入で、前年度の実績等を勘案し、1億8,926万8,000円を見込んだほか、不足する財源については一般会計からの繰入金1億225万9,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2条に記載のとおり定めようとするものです。

以上、2件の予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号及び議案第48号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号及び議案第48号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第54、議案第49号令和6年度四万十町水道事業会計予算、日程第55、議案第50号令和6年度四万十町下水道事業会計予算、以上、議案49第号及び議案第50号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第49号の水道事業会計予算及び議案第50号の下水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第49号令和6年度四万十町水道事業会計予算です。

令和6年度の業務予定量として、給水人口1万5,454人、給水戸数8,372戸と想定し、年間約260万m³を給水する予定であり、第3条、収益的収入及び支出において、給水収益など5億8,270万7,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費及び減価償却費などの営業費用、企業債の償還利子などの営業外費用で、合わ

せて5億7,270万7,000円を計上しております。

また、物価高騰対策として、令和5年10月より水道基本料金の減免を実施してきましたが、令和6年度においても5月検針分まで減免を実施するための所要の予算措置を講じております。

次に、第4条、資本的収入及び支出では、出資金などで1億5,731万3,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で1億84万2,000円、企業債償還金で2億9,209万6,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額2億3,562万5,000円については過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条については、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものです。

続いて、議案第50号令和6年度四万十町下水道事業会計予算です。

下水道事業については、先ほど議案第17号でご説明したとおり、地方公営企業法の規定を適用し、経営するものですが、令和6年度の業務予定量として、排水対象施設の加入戸数543戸に対しまして、年間約8万9,556^m3余りの汚水を処理する予定です。

第3条、収益的収入及び支出においては、下水道使用料など、8,479万9,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費及び減価償却費などの営業費用、企業債の償還利子などの営業外費用で合わせて事業収益と同額の8,479万9,000円を計上しております。

次に、第4条、基本的収入及び支出では出資金などで2,967万3,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で657万8,000円、企業債償還金で3,952万4,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額1,642万9,000円については、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条については、企業債、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、及び他会計からの補助金をそれぞれ定めようとするものです。

以上、2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号及び議案第50号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第56、陳情第5－2号陳情書の取下げについてを議題とします。

この陳情議案については、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情の取下げ願が提出されました。

お諮りします。

陳情第5－2号の陳情書の取下げについては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第5－2号の陳情書の取下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第57、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をした請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時05分 散会